

転院搬送要請マニュアル

転院搬送の要件

転院搬送依頼元医療機関の医師の判断により、当該医療機関において治療が困難であり、緊急に他の専門病院等に搬送する必要があり、他に適当な搬送手段がない場合。

上記の要件に全て該当しますか

NO

病院救急車、患者等搬送事業者、タクシー、マイカー等により転院してください。



YES

119番通報します

医師又は看護師が同乗しますか

NO

転院搬送時傷病者引継書に必要事項を記載します 別記様式



速やかな転院を行なうため事前準備を行なってください



救急隊員に転院搬送時傷病者引継書を手渡し、継続処置について指示願います



救急隊への傷病者の引継ぎが終了した後、転院搬送を開始します

速やかな転院を行なうため事前準備を行なってください



医師又は看護師が同乗した後、転院搬送を開始します



搬送中における傷病者の容態管理責任は、依頼元の担当医師にあります

消防機関の救急車を利用した転院搬送時の注意事項

1 搬送先医療機関の確保	搬送先医療機関の確保については、原則として転院搬送依頼元医療機関で調整し確保してください。
2 医師等の同乗	<p>救急隊は限られた救急処置しかできないため、傷病者の容態急変に対応するためには、医師又は看護師の同乗が必要です。</p> <p>なお、転院搬送時に救急車に同乗することにより休診になる等、医療機関の規模、診療体制等により、同乗が困難な場合は、考慮します。</p> <p>医師又は看護師が救急車に同乗できない場合は、医師は、救急隊に対して傷病者の継続医療処置の内容について直接伝えるとともに「転院搬送時傷病者引継書」に必要事項を記入し、直接救急隊へ渡してください。</p>
3 病院救急車、患者等搬送事業者、タクシー、マイカー等の利用	<p>病院救急車(医療機関が所有する患者搬送車を含む。) 患者等搬送事業者、タクシー、マイカー等の利用をお願いする場合</p> <p>ベッド満床、医師不在等の医療機関側の都合によるもの</p> <p>かかりつけ医師、近隣の医療機関である等、家族や本人の希望によるもの</p> <p>末期治療によるもの</p> <p>手術後などの回復治療・静養のための搬送</p> <p>明らかな結核患者(保健所対応のため)</p>
4 その他	<p>市外への転院搬送は原則行ないません。</p> <p>傷病者の急変時は指定された搬送先医療機関以外の医療機関へ搬送する場合があります。</p>